

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和2年9月9日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月9日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 羽山 茂男 副委員長 建石 良明
 委員 中村 直幸 辻本 馨
 西田いく子 山田 強
 議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 財政課長 小角 孝彦
 副町長 藤原 幹 会計管理者兼会計課長 林 達也
 教育長 藤良 憲治 税務課長 林 達也
 総務部長 小角 孝彦 住民人権課長 吉田 雅樹
 まちづくり推進部長 村上 正規 危機管理課長 村上 正規
 健康福祉部長 子安 逸二 地域整備課長 堀内 孝茂
 教育次長 池田 貴則 生活環境課長 辻本 知也
 総務政策課長 奥埜 哲生
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 斧田 秀明 阪口 寛
 村井 浩二 寺町 幸雄
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第 3号 平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 4号 平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 5号 平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第29号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- (5) 議案第30号 南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物

の制限に関する条例制定の件

(6) 議案第31号 太子町税条例等中改正の件

(7) 議案第32号 太子町手数料徴収条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○羽山委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、条例案といたしまして、議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件についてほか3件、以上、合わせまして7件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○羽山委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立をいたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件が3件、条例案件が4件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、決算認定案件の認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○小角財政課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

それでは、決算書のほうですけれども、248頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1千256万2千966円、歳出総額1千234万7千712円、歳入歳出差引額は21万5千254円となっております。

それでは、歳入歳出についてご説明させていただきます。

まず、歳出でございます。252頁、253頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1千234万7千712円でございますが、1節報酬20万4千円は管理会委員7名分の報酬でございます。

次に、7節賃金6万9千600円は下請者87件分の山林下請料の徴収賃金でございます。

続きまして、11節需用費198万6千610円で、食料費の1千110円は会議費の賄い費でございます。また、修繕費の198万5千500円は平成30年度に発生しました台風21号の被害によります狐塚林道の倒木伐採等の費用でございます。

次に、12節役務費1万7千923円は郵便料で4千352円、ため池賠償責任保険料で1万3千571円でございます。

次に、13節委託料10万8千円は、投棄物撤去委託料でございます。

次に、16節原材料費37万9千500円は万葉の森の駐車場下の土留めに伴う原材料でございます。

19節負担金補助及び交付金341万1千893円は、NTT賃貸料下請者交付金としてNTT無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い47万6千610円。財産管理補助としまして財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合への補助金182万1千円。山田地区振興補助としまして集会所改修補助金等で103万6千円。また、畑地区の財産貸付負担金として7万8千283円です。

続きまして、25節積立金5万4千244円を基金に積み立てたものでございます。

次に、28節繰出金611万5千942円は、文化池災害復旧工事及び町道南今池線落石防止工事に伴う一般会計への繰出金でございます。

2款予備費から1款総務費、1目総務管理費、13節受託料へ10万8千円を充当しております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入でございますが、250、251頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額5万4千244円は基金の定期預金利子でございます。

次に、2目財産貸付収入、収入済額345万7千899円はNTT無線中継所への道路占用料貸付料、また、山林の下請料、関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料、畑地区

のゴルフ場への財産貸付料などでございます。

次に、3款繰入金は基金繰入金776万5千942円となっております。

次に、4款繰越金、1項繰越金、前年度決算剰余金としまして128万4千811円となっております。

以上、簡単ではございますが、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 財産区の基金は、昔は何かたくさん持っていたなと思っていたんですけども、やっぱり、大きな災害があったらここからも減っていくので、山田財産区、これからやっていくので、みんな集まってやっているわけじゃないですか。心配事とか、町にこういうことをお願いしたいとか、そういう声が上がっているか、それをお聞かせ願いたい。

○小角財政課長 西田委員がおっしゃられました心配事といいますか、確かに山田財産区につきましては山林をたくさんお持ちでございまして、その中で昨今の台風被害であったり豪雨被害があることによりまして、その一部が崩壊したりとかという部分がございます。その中で、特に道路に面している部分でありましたり、今回、そうなんですけれども、復旧工事等、実際、財産区の工事をやっていただいている部分があります。そういうような支出が増えてくる可能性が高い状況で、収入というものが限られております。その辺につきましては、心配事であるかなと思います。

ただ、現在の段階では、その財産区のほうからこの辺が心配でどうかという相談といえますか、その辺についてはあるというふうなのは聞いておりません。

以上です。

○西田委員 そんな話も聞き取ってもらって、なるべく声は集めていくように町としては努力していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑は終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成31年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○小角財政課長 それでは、引き続きまして、私のほうから認定第4号、平31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の268頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は87万4千659円、歳出総額は66万7千14円、歳入歳出差引額につきましては20万7千645円となっております。

それでは、歳入歳出についてご説明させていただきます。

まず歳出でございます。272頁、273頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、66万7千14円。まず、1節報酬費20万4千円は管理会委員7名分の報酬でございます。

次に、11節需用費793円は会議賄いとして食料費で793円でございます。

次に、12節役務費1万1千944円は郵便料で2千842円、ため池賠償責任保険料で9千102円でございます。

次に、13節委託料5万8千円は東谷池の草刈り業務委託料でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金36万円は9か所のため池に係る管理補助金でございます。

最後に、25節積立金3万2千277円は基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

続きまして、歳入でございます。270頁、271頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額3万2千277円は基金の定期預金利子でございます。

次に、2目財産貸付収入、収入済額9万2千630円は関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料並びに新池の堤貸付料などでございます。

続きまして、3款繰入金は基金繰入金60万円となっております。

次に、4款繰越金14万9千752円は前年度の決算剰余金でございます。

以上で、認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田委員 前の議案に、西田委員、すごく懸念されていましたが、今後どのようになるんやというやつがまさに春日財産区だと思っております。その収入も限られて、9万円ほど、それで60万円は基金から繰り入れるということなので、これ、どちらかということこ例年ずっと必要あれば繰入金ということになって、恐らく基金は2千400万円ぐらいまで落ち込んでいると思うんですが、今後、どういうふうに、このままじり貧でいった場合に、どういうふうに考えられているのか、お尋ねします。

○小角財政課長 春日財産区の場合ですけれども、山田財産区と比べまして、山林等、ため池が主な財産という形で、山田財産区の場合ですと、先ほど述べさせていただいたように、豪雨災害とかというところで、もし工事が発生した場合、大きな出費になるところがあるんですけれども、春日財産区につきましては、まだそんなに特別大きな出費は今のところ見込まなくていいかなというふうなことで、ため池につきましても、以前から平成10年、11年ぐらい、新池等堤の改修工事等も行っておりますので、まだまだ池の状態としてはそんな悪い状態ではないかなと考えております。

ただ、将来的にもしずっとこのまま繰入れを続けていけば、基金もなくなってしまうというところがございますけれども、ただ、財産区というのはその区域の財産でありまして、町が直接お金を入れてというようなことは、なかなか、その財産区以外の住民のことも考えますと、難しいというところもあると考えて、今、その辺につきましては、今後、財産区の管理会の方々、将来についてはどういうふうな方向を考えていくのか、

今の段階ではまだ基金がある程度はあるということも考えながら、将来を見据えた協議は必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員 確かに共通しているのは、このままじり貧でいったら、いつかなくなるというところなんですけれども、このため池管理はやっているんですけれども、今度、灌漑用の池なんやけれども、利用がどんどん少なくなってきた。ならば、この池の別の利用方法はいいのかと。例えば、基金が減っていくようになったら、池1つ潰して、それを処分したら、一遍に基金が増えていくというようなことは話に乗っていませんか。

○小角財政課長 春日財産区の場合、住宅地の中に池があるというのは実際のところでございますが、埋め立てるという手法も一つ、財産として利用するというのが一つの方法ではあるかもしれませんが。ただ、ため池の機能というのは、やはり大雨が降ったときに調整池とかいう機能もございます。その部分を考えたときに、単純に増えてしまったらという話になってくれば、また、下流の水路の改修等必要になってきたり、その辺いろいろ問題が生ずる可能性がありますので、そういう財産区としてご意見が出た場合、その辺はメリット、デメリット、その辺を提示して協議していきたいというふうに考えております。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成31年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○辻本生活環境課長 おはようございます。

私から認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定のご説明を申し上げます。

初めに、決算書、288頁、実質収支に係る調書、そちらをご覧ください。

今回の下水道の決算につきましては、令和2年4月より公営企業会計に移行したことによりまして、地方公営企業法施行令第4条第1項の規定に基づきました3月末をもって、打ち切った決算となっておりますので、決算書記載の金額につきましては、出納整理期間内の3月末時点の収支の状況でございます。ですから、歳入から歳出を差し引きしました実質収支額2千717万7千599円は、3月末時点の下水道会計の通帳に記載された現預金残高とお考えください。なお、この現金につきましては、そのまま公営企業会計へ引き継いでおります。

頁を少し遡っていただき、285頁の下段にあります、3月末時点の未収金及び未払金、こちらも公営企業会計へ引き継いでおりますが、これらを前年度同様、出納整理期間中に収支したと仮定した場合の決算額につきましては、別添附属資料に記載しておりますので、決算額の前年度比較をする場合は、附属説明資料の値をもって増減等をご確認いただければと思います。

では、先にこちらの附属説明資料の前年度比較を中心に決算の概要を申し上げますので、資料の1頁をお開きいただけますでしょうか。

資料1頁の表1、表2に記載の平成31年度歳入歳出決算額につきましては、先ほど、決算書285頁でご覧いただきました未収金及び未払金に関する出納整理期間中の収支結果を反映した値となっております。

4月、5月收入または支出と記載しております行が出納整理期間中の決算額ですが、1つ例としてご説明しますと、歳入の真ん中辺りにございます繰入金、平成31年度決算額が1億6千560万6千608円になっておりますが、打切り決算額としまして1億9千528万5千円、これは決算書の歳入額と一致しておりまして、3月末時点において予算額ベースで一般会計から下水道会計へ繰り入れた現金でございます。

そこから、5月に、下の▲のところですが、2千967万8千392円を一般会計へ返しております。これは毎年度行っております現金ベースで収支均衡をさせるた

めの会計処理で、その結果、前年度と比較しまして、約2千500万円、18%ほど増えました。

このように、4月、5月の収支も含めました決算規模につきましては、歳入歳出とも4億1千948万9千118円、前年度と比較しまして、3千385万8千353円、8.8%の増となっております。

表の右側、増減をご覧いただきますと、歳入につきましては使用料が減少、一般会計繰入金含むその他は増加しております。一方、歳出のほうは維持管理経費である総務費、指摘経費である建設費、過去に発行した企業債の償還である公債費、それぞれが増加する結果となりました。

では、決算書にお戻りいただきまして、歳入歳出決算事項別明細書にてご説明いたします。294、295頁をお開きください。

1款下水道費、1項下水道総務費、1目一般管理費、一般管理事業から以下見開き頁の右列備考欄に沿ってのご説明となります。

8節報償費、一括納付金報償金につきましては、受益者負担金の納期限内納付2件分に対して、付加総額の14%相当の額を執行しました。

11節需用費、電気料、12節役務費、電話料、この2科目につきましては町内にありますマンホールポンプ16基場の運転等に係る費用でございます。

13節委託料につきましては、マンホールポンプ点検委託料と下水道使用料徴収事務委託料、それぞれに未払金が発生しておりますので、それらを含めた決算額としましては、1千145万2千244円となります。

19節負担金補助及び交付金、流域下水道維持管理負担金につきましても未払金をプラスした支出額は4千818万9千390円、前年度と比較して約400万円の増となりました。

その下、南河内4市町村下水道事務広域化事業負担金は本町のストックマネジメント計画策定業務委託に係る経費としまして、広域間の協定に基づき支出しております。

297頁、地方公営企業法適用移行事業、13節委託料は4か年にわたります同契約の最終年度支出額で、財源としましては起債を発行しております。

続きまして、2項下水道建設費、1目公共下水道建設費、公共下水道建設事業から、15節工事請負費、マンホールポンプ更新工事費につきましては、平成11年度に供用開始しました避難所マンホールポンプ2基を新品に入れ替えた費用でございます。財源

としましては、公共下水道事業債を発行しております。

その下、昨年度補正予算に計上しました聖和台地区の旧汚水排水ポンプ施設の撤去等工事請負費につきましても、未払金が発生しております。総支払額は2千71万1千900円でございます。

2目流域下水道建設費負担金につきましても、未払金込みで677万9千816円となっております。こちらの財源としましては流域下水道事業債を発行しております。

2款公債費、1項公債費、1目元金、企業債の元金償還金でございますが、前年度と比較して、約700万円の増。同じく2目利子につきましても、299頁記載のとおりでございます。こちらは前年度と比較して、約600万円の減となっております。

続きまして、歳入のほうですが、290、291頁をお願いします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2目下水道使用料につきましては、出納整理期間中に収納した分も含めまして、1億3千922万2千176円、前年度と比較しまして、約180万円の減収となりました。減収の要因は人口減少や節水機器の普及に起因します有収水量の減少でございます。

3款国庫支出金につきましては、南河内4市町村下水道事務広域化への新進的な取組を利活用しました結果、社会資本整備総合交付金をストックマネジメント計画策定に係る財源として対象経費の2分の1を収入することができました。

4款繰入金につきましては、先に触れましたので省略しますが、繰入金の中に一般会計が取り崩した基金、聖和台汚水排水処理施設基金約1千400万円が含まれておりますことを補足いたします。

6款町債につきましては、次頁にまたがります備考欄各メニュー分、借換債も含めまして、総額1億250万円を発行しております。

最後に、もう一度、附属説明資料の3頁をご覧くださいませでしょうか。

3頁の2番、整備状況につきましては、人口は減少、普及率、水洗化率はほぼ横ばい、3番、経営指標につきましては、次の頁、4頁のグラフをご覧ください。

汚水処理原価の上昇に伴い、経費回収率は悪化、また、有収水量につきましても減少傾向にあることが分かります。

5頁は公債費の状況ですが、令和2年3月末時点の町債残高は19億2千727万5千円、前年度の利益、約1億3千万円減少しました。総額としましては減少傾向にありますが、近い将来、管渠やマンホール蓋、ポンプの配線盤設備等、老朽化対策事業に係

る財源として新たな地方債需要が相当額見込まれる点や有収水量の減少と借金を返済していく人口が減り続けていく点に十分留意しながら、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、計画的な投資を行っていきたいと考えております。

以上で、平成31年度の決算報告を終わります。ご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 聖和台、すごくきれいに整地されましたが、それを工事しているときに、この後、春日の方とか聖和台の方とか、地元ともいろいろ話をして、使い道を考えていくみたいな説明もあったんですが、あれはあのままなんですか。

○辻本生活環境課長 昨年度末で、今後の需要について庁舎内で各所の方からもちょっと利活用についての意見ないかということで、話合いが持たれたようには聞いておりますが、きっと需要のほう住宅地の中、ど真ん中といってもいいかもしれませんが、そういうことがありまして、なかなかその場に出てきた意見、例えば、お年寄り向けの農園とかいう意見もちょっと出てきたようには聞いておりますが、ちょっと難しいなというところで、現時点で活用の方法が決まっているわけではございません。ただ、住宅地ですので、売却という方法も有力かなというふうには思っております。

○西田委員 その土地は下水道課というか、そこが持っている土地になっている、それとも、総務というか、そこの財産はどうなっているんですか。

○辻本生活環境課長 現時点では、生活環境課、水道からは離れているんですけども、生活環境課所管の行政財産という位置づけにはなっております。

○西田委員 下水なんて、お金もうけできることじゃなくて、使えば使うほど諸費用とかかかるんですけど、その売れた収入は下水になるかもしれないということ、そういう問題ではなくて。

○辻本生活環境課長 こちらのほうは下水道事業の財産から離れておりますので、仮に売却した場合は一般会計のほうにお金が入ってくるというふうになっております。

○西田委員 それ、有収水量、絶対人口減っていったら、増えることはないですよ。ただ、最初、水道網を敷いてきて、下水も一緒に増えていく中の一つに電化製品がようになって、節水型が増えているのも一つあるんですよみたいなんがあったんですよ。今、こ

こに来て、それはそんなないかと思うんです。1人当たりの水を使うのって、あんまり太子町は変わらないんです。それ自体も減ってきているんですか。

○辻本生活環境課長 若干の1人当たりの使用水量も減っていることは減っております。

ただ、それ以上におっしゃったように、人口減少の影響が大きいのも確かでございます。

○西田委員 接続するのなかなかやねんけれども、その努力は今も続けていらっしゃるんですか。下水につないでねって。

○辻本生活環境課長 まだ供用開始区域で未接続の世帯に対しましては、引き続き、つないでくださいというようなお願いには回っております。特に、集合住宅のところなんかでしたら、1つつなぐと影響が大きいものですから、そちらも重点的にお願いはしておるところなんですけど、ただ建物の老朽化も併せて、あと、入居されている方も減ってきているといったような、マンション経営者の事情もございまして、なかなか難しい状況ではあるんですけど、この先も引き続き、お願いのほうはしてまいりたいと思います。

○西田委員 お願いがあったことよろしくお願ひします。どんどんどんどん老朽化もしていくということで、更新もしているみたいなんですけれども、昨今の災害などの豪雨、大雨ってもう考えもつけへんぐらい一遍に降るじゃないですか。太子町を見回して、マンホールが噴くようなこと、ここ危ないん違うかなと思うようなところなんてありますか。

○辻本生活環境課長 町内につきましては、太子町全域なんですけれども、雨水に関しましては分流式で全て整備を行われておりますので、基本的に雨水からの、下水道の雨水の管に入ってくるという構造にはなっておりませんので、テレビでよくご覧になれる、ばーっと雨が降ってふいているというようなところは、結構、大都市には多いんですけれども、放流式という雨水と雨水の一緒の数で入ってくるような構造になっておりますので、その点は雨の影響というのは、本来なら污水管のほうには影響がないはずなんですけど、ただ不明水といったような問題もございまして、全くないことはないんですけど、そちらのほうは不明水対策として、今後、継続して取り組んでいこうと思っております。

○西田委員 ありがとうございます。コロナで大変な中、水道料金基本料が無料になったじゃないですか。それも10か月って、基本料は最初高いか低いかわかれたら、そんなに近隣に比べて高くはないんですけど、10か月という期間はほかに比べても太子町頑張ったなと思うんです。やっぱり住民さんに聞いていたら、それとあって何で下水はということもあるんです。そういうことでコロナ対策で下水道料金、基本料は何とかしよ

うかなという考えはありましたか。

○辻本生活環境課長 当然、浄水の話が出てきたときに、下水のほうということで、検討はさせていただいたんですが、ただ、下水、供用開始できていない地区の、畑でしたり、葉室でしたりといったところもございまして、そこは公平性を優先させた結果、ちょっと下水のほうは、水道はほぼ100%に近い方がご使用になられていますので、下水はそういった状況に今ございませぬので、その分とっては何ですが、水道の10か月という、府内よりもかなり長期の期間になりますけれども、そちらのほうで調整といたしますか、させていただいたような感じでございます。

○西田委員 急速に収束すれば、コロナも、そういう対策を取らなくてもいいと思うんですけども、これもいつまで続くか分かりませぬので、公平性といっても大多数も下水つながっていて、じゃ、つながっていないところは、汲み取りであったら、そこに手を伸ばすとか、いろいろ考え方はあると思いますので、これで終わりじゃなくて、これは頭の中に残しておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○羽山委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませぬか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

認定第5号を原案どおり認定することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成31年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定することに決しました。

次に、条例案件の議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○吉田住民人権課長 それでは、私のほうから、議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件につきましてご説明を申

し上げます。

本条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月12日に交付され、その改正内容は、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁すると共に、公営対象拡大に伴う措置として、供託金を導入することを目的に改正され、改正法に町の条例により選挙公営の対象とする旨の規定が定められていることから、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の2枚目をお願いいたします。

まず、第1条の目的でございます。公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めることを目的としてございます。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について、第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費の支払いについて規定しております。第1号では、一般運送契約、いわゆるハイヤー契約の公費負担の限度額を各日6万4千500円としております。第2号のアでは、自動車借入契約、いわゆるレンタカー契約の公費負担の限度額を各日1万5千800円としています。同号のイでは、燃料供給契約、燃料代金の公費負担の限度額を7千560円に選挙運動日数を乗じて得た金額としております。同号のウでは、運転手雇用契約の公費負担の限度額を各日1万2千500円としております。

第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について、第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担について、第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について規定しております。第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費の限度額を1枚当たり7円51銭としております。第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費の支払いについて規定しており、作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額としております。

なお、参考までに、4月の町長選挙でのポスター掲示場36か所で計算しますと、公

費負担の限度額は32万9千436円となります。

第12条では、太子町行政手続条例の適用除外について規定しております。第13条では、委任について、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定めることとしております。

次に、附則でございます。この条例の施行日を令和2年12月12日としております。

以上、議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 公費負担があるというのはうれしいんですけども、反面、デメリットと考えることはありますか。

○吉田住民人権課長 特にデメリットというのはないと思うんですけども。

○西田委員 要するに、供託金をもらうから公費負担を出してあげるわって、そういうイコールで議論をするべきものではないですけども、国はそういう15万円出してもらうけど、確実にお金を出すよというので法律ができたので、それは仕方がないと思うんですけども、なぜ、町村議会とかで今までなかったかと言われたら、うちではそこまではいてませんけれども、立候補者がいてなくて、それこそ定数に満たないような自治体がどんどん増えてきているじゃないですか。そしたら、やっぱり出やすいことを努力も片一方でせなあかんという中で、15万円払わなあかんのやったら出られへん人というのともなると思いますし、一方で定数削減のこともありますが、被選挙権を奪うということではどうお考えですか。

○吉田住民人権課長 最近はないんですけど、過去に多数選挙に立候補されまして、20票とかそういう方もおられましたので、うちの定数でいきますと、大体、60票取らないと15万円は没収されるということなので、公平性とかを考えた場合、常に15万円、自分は高くはないと思っております。

以上です。

○西田委員 でも、20票の人でも町の何かを変えたいとか思いがあって出てきていると思うんですけども、そういう人たちの被選挙権を奪うとは思わないんですか。

○吉田住民人権課長　そういうのも国で決められたことなので、町といたしましても粛々とやっていきたいと思っております。

○羽山委員長　ほかにございませんか。

○辻本委員　8条の選挙運動用ビラの件なんですけど、町議会議員だと、何枚作れるんですか。

○吉田住民人権課長　1千600枚まで可能です。

○羽山委員長　ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第29号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長　ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせをいたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時34分 再 開

○羽山委員長　それでは、再開をいたします。

次に、議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○堀内地域整備課長　議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、本条例の制定理由についてご説明させていただきます。

本条例は、太子西条南地区に計画されております商業施設の開発に当たり、区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の敷地、構造、用途等に関する事項について、地区計画の内容を担保するため、条例で制限するものです。

なお、地区計画につきましては、本年8月11日付で南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画として計画決定したものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

議案書2頁をお願いいたします。

まず、第1条の目的でございます。先ほども申し上げましたが、本条例は太子西条南地区の区域内における建築物に関する制限について規定するものでございます。第2条では定義を、第3条では適用区域を、第4条では建築物の用途に関する制限を規定しております。

建築できる用途の建築物として、住民の利便性の向上のため、衣食住にわたる小売店や飲食店などを規定するものでございます。

なお、建築物の床面積の合計が3千平方メートル未満のものとしております。

次に、第5条では、建築物の容積率の最高限度を10分の20以下としております。

第6条では、建築物の建蔽率の最高限度を10分の6以下としております。なお、容積率は、延べ床面積の敷地面積に占める割合となっており、建蔽率は建築面積の敷地面積に占める割合のことでございます。

次の頁をお願いいたします。

第7条では、建築物の敷地面積の最低限度を1千平方メートル以上としております。これは、将来的に定期借地権の契約が満了した際、仮に現在の事業者が撤退した場合でも新規の事業展開がしやすくすることなどを考え、敷地面積を1千平方メートルといたしました。

第8条では、壁面の位置の制限として、建築物の位置を道路の境界より3メートル、その他の場所では1メートル離さなければならないといたしました。

第9条では、建築物の高さの最高限度を12メートル以下としました。また、第2項では、火災時の消火活動や道路の通風、採光等を保護するため、建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じた高さ以下としております。また、第3項では、北側の土地への日照、通風、採光等を保護するため、隣地境界線までの北方向の水平距離に1.25を乗じたものに10メートルを加え

た高さ以下としております。

第10条では、建築物の緑化率の最低限度を10分の2としております。

第11条では、特例といたしまして、町長が公益上必要な建築物で、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するものと認めて許可した建築物につきましては、先ほどの第4条から第10条までの規定は適用しないものとするものでございます。

これは、将来的なものということでございますが、例えば、地域密着型の介護サービス施設、障がい福祉サービス施設、保育所、認定こども園、診療所などが考えられるものでございます。

次の頁をお願いいたします。

第12条では、罰則規定でございます。内容といたしましては、建築できない用途の建築物を建築した建築主や当該建築物の所有者、管理者または占有者、加えて、建築物の容積率、建蔽率、敷地面積、壁面位置、高さ等の違反をした設計者または工事施行者などを罰則の対象とするものでございます。

第13条では、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることとしているものでございます。

次に、附則でございます。

この条例の施行日ですが、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○中村委員 しょうもない質問かも知れませんが、これに違反した場合は50万円以下の罰金に処するというものですが、当然ながら、違法の部分については改善、元に戻さずということをつけての罰則ですね。

○堀内地域整備課長 申し上げたように、そういった物件等を発見した場合は、速やかに行政指導という形では指導させていただいた上で、最終手段として罰則という形になるものでございます。

○中村委員 ということは、是正勧告か何かして、それでなおかつ、従わない場合にこの罰金が発生するというもので、なおかつ、違法の部分についても直さないから罰金なの

か、直させた上で、そういう行為に至ったがために50万円出せと、そこらはどうですか。

○堀内地域整備課長 申しましたように、罰金の部分は現状、違法建築物という状況が発生した場合は、当然指導をさせていただいて、その指導させていた部分について大阪府とまた協議した上で、当然、適正なものにさせていただく部分と、また罰則については罰則として所管方、警察等に関わっていきますので、その両方で適正なものにしていくという形を考えております。

○中村委員 要は、指導に対して従えば、直れば罰則はないということやね。それと、我々の住んでいるいわき台が建築協定というところで、ある程度の網がかかっているんですけども、これには20年という一つのくくりがあるんですけど、これについては年数は関係ないわけですね。

○堀内地域整備課長 これに関しましては、何年というところはありますので。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 文言なんですけど、この第4条、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない、うんぬんの中で、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗と。質屋、貸衣裳屋、貸本屋というのはもう古いんじゃないんですか。そういう古い文言はこの際、削ったほうが、貸本屋なんてどこもないんじゃないんですか、今。

○堀内地域整備課長 この条例の基になりました上位法令というものがあまして、建築基準法施行令に記載された内容で、そういうものを書かさせていただいておりますので、その文言を使用させていただいております。

○辻本委員 つまり、昭和25年政令で定めた法律がある以上、これは変えられないと、こういうことなわけですね。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 罰則の2の確認なんですけど、第10条に対して罰則をされているという意味なんですけど、第10条であれば緑化率うんぬんのあれなんですけれども、当該建築物の設計者に対して罰則をするということなんですか。

○堀内地域整備課長 今、おっしゃられた第12条の第2項になるかと思うんですけども、第10条では緑化率も、ここに書かせていただいている設計者も罰則をするというものでございます。

- 建石委員 ということは、これは確認申請とか土地利用設計の段階で緑化率をはじき出して、申請せよということなんですか。
- 堀内地域整備課長 設計の段階ではこちらも当然図面等見させていただきます。大阪府もチェックさせていただいて、設計の段階でもし違反等があれば当然適正な設計をするようにということがあるかと思うんですけども、万一、その設計と異なるものを現場で設計をされた場合、設計者等を違反として罰則をしていくものと考えています。
- 建石委員 これ、結構、緑化率も、植前言うたらおかしいねんけれども、その辺のところの、例えば設計段階のイメージ図で判断されると思うんですけども、この辺のところ、例えば、その辺、人工芝を植えたのか、その辺のところも加味して判断していくわけですか。
- 堀内地域整備課長 おっしゃっていただいた緑化をしていただいた面積を提出いただいて、それに対して緑化率を算出していきますので、その設計どおりに当然していただくようお願いしているところです。
- 羽山委員長 ほかにございませんか。
- 西田委員 公益上必要なときに比率を決めると、保育所とか老人施設とかおっしゃいましたけど、診療所もおっしゃいましたか。太子西条線開発のとき、道路を取るときに許してはったんが、ここ商業地やから、病院さんはちょっとあかんねんみたいな話があって、西浦のあの辺りをちょっと思い浮かべていただいたら、商業ビルみたいな中のテナントで入ることはいいねんけどねという話があったんやけれども、そういうのは縛りが、ここに関してはなくなって、そこに西田医院みたいなのを造ってもいいということなんですね。
- 堀内地域整備課長 あくまでも法の建前といたしますか、基本的には商業施設の開発が大前提で今動かしていただいておりますが、万一、将来的ということで、今の事業者なりが撤退して、なおかつ、この条例のしぼりが残っていきますので、そのしぼりの中では町長が定めた公益のものとした中の一つの種類としては、最終的な診療所等も可能ということになります。
- 西田委員 可能にさせていただいてよかったです。やっぱり、お医者さんが欲しいという声も多いですし、ここに対外指定、昔、村上部長と奈良のほうのカインズの見学に行ったとき、こういう縛りがあって、敷地内に食べ物屋さんもあるし、病院も呼んでねという中で開発があったのか、そういうのもありましたので、ここはそないなっていないから、

病院はあかんよと言っていたのが、町長が許可すればできるというのはありがたいと思いました。また、そういう病院を誘致というか、呼ぶ、動きなんかもつくっていただけたらと思いますので、お願いしておきます。

○中村委員 緑化率の中に、駐車場の枠の中に緑を植えてて、その駐車場と緑と兼用になっているところがあると思うんですけれども、それはどちらに属するものなんですかね。緑化に入るんですかね。

○堀内地域整備課長 今、おっしゃっていただいた駐車場に植栽というんですかね、植えた部分については一応含まれますけれども、今回の計画の中ではそういった駐車場にそういったものは入っておりませんので、別途緑化が要請されております。

○中村委員 もちろん、この件じゃなくて、ほかの地域でそういうのを見受けられるので、それは緑化になるのか駐車場になるのか、そして、緑化だったらそのどっちとも取れるやつは何%ぐらい使えるのかというのを教えてもらえますか。

○堀内地域整備課長 今、おっしゃっていただいた駐車場の中に、駐車場の枠ですかね、中に緑化された部分は緑化率に当然入ってきますので、その中に算出されることは可能。

○中村委員 どれぐらいまでいけるんですか。

○堀内地域整備課長 特に、規制というか、例えば、駐車場の枠の中の分が何%以内とかいうのがありませんので、本町としましてはこちらのほう、緑化率20%にさせていただければ結構かと考えております。

○中村委員 また、後で聞きます。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ここまで進んだわけですけれども、改めて、だから、これができる予定と太子西条線のカインズのところに比べたら、敷地面積も小さいかなと思うんですが、土砂搬入したらどうなんねんみたいな話がああときあったんですが、ここは土地をならすのにそういう大きい車が入り出すということは、あまり考えなくていいですか。

○堀内地域整備課長 ここの開発の予定なんですけれども、まだ開発の、今回、この条例をかけていただいた後に、開発協定、正式な手続が入ってきます。それが恐らく冬頃に仮にするんじゃないかという見込みをつけておりまして、実際のポイントが来年の夏頃を予定とは聞いております。また、土砂搬入につきましては、西条地区におきましたああいう規模では当然匹敵はしないんですけれども、やはり全くゼロということではないかと、開発の日程、少なからず搬入というのは出てくるかなと考えております。

○西田委員 そういった意味では、そういう道路になっておりますよとか、周辺のおうちはそんなにないんですけれども、町会、自治会にそういう注意喚起というんか、そういうことはされるんですか。

○堀内地域整備課長 そういった部分につきましては、当然、開発協議の前に当然事業者側と委員も含めて、当然、協議をさせていただきたいと考えております。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第30号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、南部大阪都市計画太子西条南地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、太子町税条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○林税務課長 議案第31号、太子町税条例等中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、今回の改正は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、地方税法の一部が本年3月31日及び4月30日に改正されたことを受けて、令和2年10月1日以降の施行分について、本町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1頁をお願いいたします。

まず、第19条は、法人税関連の改正です。国税における法人税の連結納税制度の見直しがなされましたが、地方税においては現行の基本的な枠組みを維持し、見直しの影

響が出ないよう所要の措置が講じられた。それに伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、2頁をお願いします。

2頁の第20条、第23条、それと、12頁にかけてになりますが、第31条、第48条、第50条及び第52条につきましても、ただいま申しましたように、法人税の連結納税制度の見直しによる整理を行うものでございます。

中ほどの第24条は、未婚のひとり親に非課税措置及び所得控除が適用されることによる整理を行うものでございます。

次に、4頁をお願いします。

中ほどの第34条の2、第36条の2は、未婚のひとり親・寡婦控除等の見直しによるもので、寡婦・寡夫控除を寡婦控除とひとり親控除に組み替えられ、婚姻歴の有無や性別に関わらず、子を有する単身者については一定の要件の下、ひとり親控除を適用するとされたことに伴う改正を行っています。

次に、12頁をお願いいたします。

第94条は、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しがされ、紙巻きたばこへの税率換算を現行の重量換算から改正後の本数換算に変更されるに当たり、激変緩和を図るため、第1回目の改正を行っております。

続いて、附則でございます。

13頁をお願いします。

附則第3条の2及び第4条は、延滞金等の算定に係る特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことに伴うものでございます。

次に、15頁をお願いいたします。

附則第17条及び第17条の2は、一定の要件を満たす低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が新たに新設されたことに伴い、個人町民税の課税の特例を追加するものでございます。

また、次の頁にかけての第25条及び第26条は、新型コロナ緊急経済対策として、寄附金税額控除や住宅借入金特別控除の特例措置を定めるものでございます。

続きまして、17頁をお願いいたします。

この分は第2条による改正についてとなります。施行期日による段階的改正なので、先ほどご説明いたしました第1条中の改正について、さらなる改正を行うものでござい

ます。

第94条は、軽量の葉巻たばこの換算方法を2段階で改正する第2回目の改正でございます。

続いて、附則となります。

附則第3条の2及び第4条は、法人税の連結納税制度の見直しによる文言の整理を行うものでございます。

続きまして、19頁をお願いいたします。

第3条による改正となります。これは平成元年、条例第7号として議決いただきました太子町税条例の一部を改正する条例の未施行部分の改正でございます。今回の税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられたことに伴い、不要となった单身児童扶養者などの文言を削除するものでございます。

ただいま、ご説明させていただいた内容のもののほか、地方税法等の改正に則した条項ずれや文言の整理等を行うものであります。

それでは、新旧対照表の前の議案書、改め文になりますが、そちらのほうの5頁をお願いいたします。

改正条例附則の施行期日でございます。

第1条において、令和2年10月1日から施行するものとしております。ただし、ひとり親、低未利用地などの改正につきましては令和3年1月1日から、軽量の葉巻たばこの課税方式の2段階目の改正については令和3年10月1日から、法人の町民税に関する改正につきましては令和4年4月1日からの施行としております。

また、第2条から第6条までの改正につきましては、延滞金、町民税及び町たばこ税に係る経過措置等について規定しております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 未婚のひとり親世帯にも寡婦控除がされるということで、これはずっと言い続けてきましたし、2018年には共産党で政府交渉にも行って、前向きに進めているという国の答弁もありましたけれども、今、ようやくできてよかったなと思っています。

これによって、税は税で徴収するんですけども、控除が認められて波及するのは保育料とかありましたよね、そういうのも一斉に動き出すんですか。

○林税務課長 税の基本算定によって、その税額によって保育料、幼稚園の保育料、保育所の保育料等も変わってくるようになりますので、控除された額に伴う税金の減額分に応じて、それぞれ保育料等については段階層があると思いますので、その段階層から1段落ちるとか、そういうことになってくると、料金の減少ということにつながるのかなと思います。

以上です。

○西田委員 それで、今回の税の改正は住民にとって不利益がある分があるのかなのか、住民がよかったなと思うときには、よく言う町税の自主財源というところからどうなるのかなというのがあるんですが、太子町にとっては今回の改正はどうなるのか教えていただけますか。

○林税務課長 未婚のひとり親という意味ではあまり該当される件数は多くないと思っておりますので、大きな税金等への影響はないと考えております。それで、今回、未婚のひとり親とかいう関連で、従来の寡婦・寡夫控除というところも大きく見直しをされており、従来の性別による寡夫控除なんかもなくなって、今度は子どもを扶養する方についてひとり親ということでもとめられておりますのと、それと所得控除のほうも金額は従来男性であれば26万円という控除額であったのが、ひとり親ということで30万円に統一されて、この差額分については増額されているということで、現在で8名ほど対象者がおられますので、それに近い人数については若干恩恵を受けるというところなんです。それと、今回の改正で500万円以上の所得のある方については対象外ということになりましたので、今の段階で2、3名の方が500万円以上の所得を有しておられますので、その方については控除を受けられないという影響が出てくるというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員 控除の対象外の方が出るのはちょっといかがなものかなと思うんですが、従来、死んで、離婚して、お母さんがお父さんが一人で育てているお子さんと、未婚のひとり親家庭のお子さんの扱いが別というのはおかしいなというのは改善された点ではよかったなと思っています。早くやってあげるべきやし、これに波及するところは福祉という、伝えてあげて、いろんな制度が利用できるようにしていただけたらと思いますの

でお願いします。

それと、ちょっと言い合った低利用土地というのは、低というのは利用が少ないのか、土地の値段が低いのか、低未利用地の基準ってあるんですか。

○林税務課長 低未利用地の条件になりますが、用途価格が500万円以下の譲渡であることと、それと所有期間が5年を超えるというところですね。その辺りが大きな要件になっております。これにつきましては、空き地とか空き家が増加する中で、新たな利用をする方の土地の譲渡を促進するというところは大きな目的となっております。そのほかは都市計画区域、市街化区域内にあるということが条件になっております。

以上でございます。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第31号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、太子町税条例等中改正の件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○吉田住民人権課長 それでは、議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布され、本年5月25日をもって、個人番号通知カードの新規発行、再交付などが廃止されたことにより、個人番号通知カードの再交付ができなくなる

ため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の3頁の新旧対照表をご覧ください。

第2条第5号中の個人番号通知カードの再交付1枚500円を削除するものでございます。

議案書の2頁に戻っていただけますでしょうか。

附則でございます。

この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

議案第32号、太子町手数料条例中改正の件につきましての説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○羽山委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 マイナンバーはずっと反対は反対なんですけれども、国でも持たせたくて仕方がないじゃないですか。太子町はマイナンバーカード、何%ぐらい持っているんですか。

○吉田住民人権課長 令和元年8月31日現在で、2千10人の方、約15%の方が交付済みでございます。

○西田委員 国が持て持てというても、いまだ15%ですね。それが普及が進まない理由は何だったんですか。

○吉田住民人権課長 最近、国が勧めていますマイナンバーポイントとかの関係ですね、令和元年の8月ですと、36件、今年の令和2年8月で約180件の方が交付されております。

○西田委員 一生懸命やっている国がそういう呼び水というかやらん限りは、普通は住民さん12桁も覚えられへんし、遅れることはもとより持ち歩いていることが危ないんと違うというカードが進まへんと思うんですけども、これを、再交付を出さないということは住民に不利益にはならないということですか。

○吉田住民人権課長 通知カードが廃止されたことによりまして、マイナンバーカードを証明する書類としてマイナンバーカードが記載された住民票の写しとか、新たにマイナンバーカードを作っていただくということは必要になってくるかと思えます。

○西田委員 記載内容に変更ない、マイナンバーの通知カード、いつまで有効とか、有効

期限はあるんですか。

○吉田住民人権課長 5年だと思います。

○羽山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○羽山委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第32号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○羽山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前11時13分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 羽 山 茂 男